

月日	活動内容
6月29日	KBF総会
7月3日	阿蘇地域振興局面談
7月9日	液肥運搬、K社訪問、N社打合せ
7月10日	N社テレビ会議、KFWA運営委員会
7月11日	OP組合役員会、ナガネツテレビ会議、Martec NDAテレビ会議
7月12日	熊本テクノインキュベーションセンター、L社S氏テレビ会議、S社U氏面談
7月14日	N社会議
7月17日	ペレット堆肥流通コンソーシアムお披露目会打合せ、JWBA矢部氏打合せ
7月18日	益城町役場面談、山一観光打合せ、熊本県循環社会推進課面談、自然電力県庁会議
7月22日	九州農政局打合せ、N社・アーセックテレビ会議
7月23日	RPF燃料投入機納品
7月24日	K農場打合せ、JA長崎(堆肥利活用協議会)出島、青少年交流の家運営委員会
7月30日	JAうきM氏面談、N社打合せ
7月31日	N社打合せ
8月1日	N社打合せ、ペレット堆肥流通コンソーシアムお披露目会準備
8月2日	ペレット堆肥流通コンソーシアムお披露目会
8月3日	K社面談
8月6日	液肥散布、N社プレゼン
8月8日	エネルギー学会講演
8月9日	阿蘇地域振興局面談、上益城地域振興局テレビ会議
8月12日	D社打合せ
8月13日	阿蘇地域振興局H氏面談
8月14日	D農場調査
8月19日	KFWA総会
8月21日	U社氏視察受入
8月22日	N社会議、S社熊本H氏面談、L社テレビ会議、草原再生幹事会、熊本森都心プラザ打合せ
8月26日	N社会議、PM南郷ファーム調査
8月27日	バイオ液肥協議会設立、熊本森都心プラザ下見
8月30日	パネルディスカッション打合せ
9月4日	JA菊池乾燥装置改良工事、N社打合せ、暖談の会打合せ
9月5日	南阿蘇村堆肥センター
9月7日	九州沖縄農業研究センター面談
9月9日	H氏テレビ会議、N社定例会議
9月10日	JAうき・エミナース農園面談、M氏会議
9月11日	K農場調査
9月12日	N社エミナース面談・JA長崎県中央堆肥センター調査
9月14日	薪乾燥システム視察受け入れ
9月19日	H社F氏テレビ会議
9月20日	T財団F氏面談
9月21日	JA菊池組み立て作業
9月24日	豚ふん堆肥ペレット中間検討会
9月25日	豚ふん堆肥ペレット推進会議、H社面談
9月30日	九州バイオマスシンポジウム開催
10月1日	視察研修ツアー1日目、農水ペレット堆肥中間検討会
10月2日	視察研修ツアー2日目
10月7日	九州畜産環境研究会講演
10月9日	畜産環境シンポジウム
10月11日	九州農政局訪問
10月12日	暖談の会1日目
10月13日	～18日 長崎D農場工事
10月18日	農水プロ実施打合せ
10月19日	暖談の会2日目
10月22日	ペレット堆肥中間検討会
10月24日	F社 N社長面談
10月25日	メカサービス打合せ
10月26日	暖談の会3日目
10月28日	阿蘇市農政課治山氏と面談、N社テレビ会議
10月29日	大木町くるるん A氏面談、益城町役場農政課・N社会議、JAかみましき N課長面談
10月31日	D農場調査
11月1日	熊本県庁環境立件推進課N氏面談、九州地域バイオマス関係機関連絡会議
11月3日	暖談の会4日目
11月5日	～6日 JA菊池堆肥乾燥試験
11月8日	熊本県庁建築課面談

月日	活動内容
11月9日	K氏面談
11月10日	阿蘇サイエンスカフェ
11月11日	K農場排水処理・今後の計画の打合せ
11月12日	N社バイオ液肥普及協議会会議
11月13日	液肥散布機打合せ
11月15日	バイオ液肥普及協議会関係農家と打合せ
11月18日	バイオ液肥普及協議会関係農家と打合せ
11月21日	大木町・みやま視察、液肥散布視察
11月22日	液肥散布機テスト
11月23日	N社・益城町液肥散布試験
11月27日	九州経済産業局 S次長訪問
11月28日	D農場打合せ
11月29日	JORAバイオ液肥シンポジウム
11月30日	N社会議
12月2日	液肥タンク打合せ
12月7日	JICAシンポジウム
12月12日	JAかみましき本所 T課長面談
12月13日	K社ランチミーティング
12月15日	D農場打合せ
12月16日	豚ふん堆肥ペレット現地検討会
12月17日	豚ふん堆肥ペレット推進会議
12月18日	九州経済産業局訪問、N社会議
12月20日	東海大学、益城町役場・JAかみましき訪問
12月25日	～27日、K農場粉碎機設置
12月26日	みやこ町訪問・S氏打合せ
12月27日	N社 H氏面談
12月28日	Y氏面談
1月14日	N社定例会議、オンラインセミナー
1月17日	N社会議、I氏・F氏と面談
1月22日	熊本県庁面談、N社会議
1月23日	E社面談
1月24日	地球温暖化対策会議
1月27日	N社 第2回バイオ液肥普及協議会、N社定例会議
1月31日	くまもとサーキュラーエコノミー研究会
2月3日	ペレット堆肥評価委員会、N社定例会議
2月4日	農水ペレット推進会議
2月5日	JA菊池現地見学会
2月6日	排水処理委員会
2月7日	里山の土壌と知るプロジェクト 第1回 中間報告会&交流会
2月10日	S社・N社会議、N社定例会議
2月11日	N社液肥散布
2月13日	スマ農室経理実地調査
2月14日	K社S氏・S社面談、K社アスパラハウス訪問/N社
2月17日	G社面談、農林水産省訪問、N社定例会議
2月18日	JORA訪問、イオン里山フォーラム、イオン財団レセプション
2月19日	東7Gバイオマス発電熱利活用セミナー
2月20日	農水ペレット現地検討会
2月25日	K農場訪問
2月26日	長崎農林技術開発センター・K農場訪問、野草資源小委員会、コンサルティング委員会
2月27日	K社ハウス現地確認
2月28日	K社アスパラハウス液肥清掃
3月1日	暖談の会みやこ町予行演習
3月3日	みやま市液肥運搬、N社定例会議
3月6日	阿蘇地域振興局(暖談の会確認検査)
3月7日	バイオガスセミナー
3月10日	N社定例会議
3月14日	バイオ液肥普及協議会、益城町・北森組合長面談、N社会議
3月17日	JA菊池排気ダクト工事、N社定例会議
3月18日	農水ペレット評価委員会
3月19日	N社会議、JA菊池燃焼ガス分析
3月20日	K社面談、ウォーターポジティブシンポジウム
3月24日	L社S氏面談、N社定例会議
3月25日	N社会議
3月31日	N社定例会議

2024年度「暖談の会」開催レポート

2024年10月から11月にかけて、阿蘇市永草で林業・薪割体験イベント「暖談の会」を計4回開催しました。天候不良の日があったにもかかわらず、県内外から延べ84名にご参加いただきました。午前中は地元の林業事業者が安全講習や森林・林業に関する講話を行い、チェーンソーを使用した木の伐倒や重機による集材作業を実演しました。午後からは、チェーンソーや刈払機の安全な取り扱いやメンテナンスについて学び、ワークショップ形式で薪割り体験を行いました。

実施日	参加人数（名）		
	大人	小人	計
10月12日（土）	21	2	23
10月19日（土）	18	3	21
10月26日（土）	17	3	20
11月 3日（日）	15	5	20
計	71	13	84



講師の山部博典氏（山部林業）

森林・林業に関する講話



雨上がりで足場も悪い中、熱心に受講する参加者

針葉樹の伐倒実演



チェーンソーによる伐倒



3~4mの長さに造材



グラップルによる集材作業



雨が強くなったため、納屋の中でチェーンソーの操作における注意点を説明



刈払機の刃交換を実演



複数の講師による、災害に強い森づくりや森林保全の重要性に関する講話



副読本を使用した森林の育成・活用に関する講話

昼食の様子



昼食会場と講演の場として、
けず
積公民館をお借りしました。



「暖談の会」恒例となった餅入り豚汁



食事の後は参加者同士や講師との交流



天気が良い日は外で食べる家族も

竹の伐採体験



竹林の伐採方法について体験していただきました。草刈に使用するだけのもの、と思われる刈払機を、いつもと違った目的に使用することで、参加者に新しい経験を提供できました。



刈払機の刃はアサリ付の専用のものを使用し、動かす方向は『右から左へ』が基本



竹に刃が挟まると、竹自体の重さで刈払機が止まることもしばしば



竹割り器

切断した竹は、竹割り器でさらに細かく分割し、竹細工の材料などに使用



玉切り体験



講師の玉切り
実演指導



30cmに切断

講師の指導のもと、伐採した樹木を指定の長さに切る「玉切り」作業を行いました。作業では、一般的な薪の長さである30cmに切り分けました。



チャップス

事故防止のため、チェーンソー作業者は必ずチャップス（防護着）を着用

薪割体験



玉切りした材料で、薪割体験をしました。大人から子どもまで、色々な方法で薪を割ることができ、全員の協力でたくさんの薪の山が積み上がりました。



基本中の基本、斧を使った薪割体験



細い木は、丸鋸を使って薪の長さ



子供でもスマートスプリッターを使えば安全に薪割ができます



大変だけど、非常に大切な運搬作業



油圧式の薪割機を使えば、硬い木でも簡単に割ることができます



割った薪は、希望者で持ち帰りました



アンケート結果

「暖談の会」参加者84名のうち、大人50名にアンケートのご回答をいただきました。

参加者について

参加回数（表1）については、28%の方が初参加で、リピーターの方が残り約4分の3を占めました。参加のきっかけについては、初参加の方はチラシ・友人知人の紹介。リピーターの方も同じくチラシによるものがトップで、ホームページ・友人知人の紹介が上位でした。

表1 暖談の会の参加回数（今回を含む）

初参加	28%
2～3回	28%
4～6回	24%
7回以上	20%

表2 イベントを知ったきっかけ

初めての方		リピーターの方	
チラシ	57%	チラシ	44%
友人・知人	22%	ホームページ	36%
お知らせ端末	14%	友人・知人	11%
DM	7%	フェイスブック	6%
—	—	お知らせ端末	3%

満足度について

イベントの満足度については、84%の方が「満足」と回答されました（図1）。それに対して12%の方が「不満」と回答されました。「不満」と回答された方の大部分はリピーターで、講義が長く感じられたことが主な原因でした。次回の参加希望については98%の方が参加したいと回答されました（図2）。

—満足と答えられた方の感想—

- ・資料もあり、林業～木に関することがいろんな観点から知れて良かった
- ・時間管理・安全管理など万全だった
- ・人とのふれ合いが良かった
- ・小さな子どももいましたが、無事楽しく参加させてもらいました
- ・今回、空き家の周りの雑木伐採ということで、空き家での樹木管理の問題点を身近に感じる事ができた
- ・林業経営には国家としての支援が必要だと思う
- ・参加者が少なめで作業がたっぷりできた

—不満と答えられた方の感想—

- ・作業時間が短い、複数回来た人は早めに作るようにしてもいいのでは
- ・昨年より実技が少ない 初回、次回、複数回…（それぞれ参加回数に応じて）講義時間を変えてほしい
- ・話が多くて、例年より薪づくりの時間が少なかった
- ・天候を考慮して、スケジュールを前後するべき

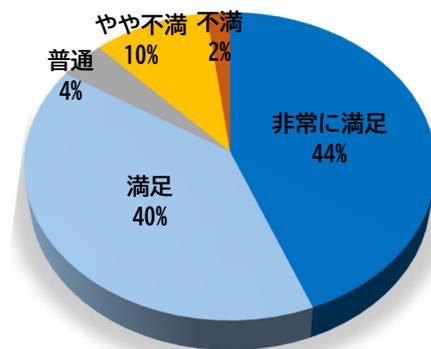


図1 イベントの満足度

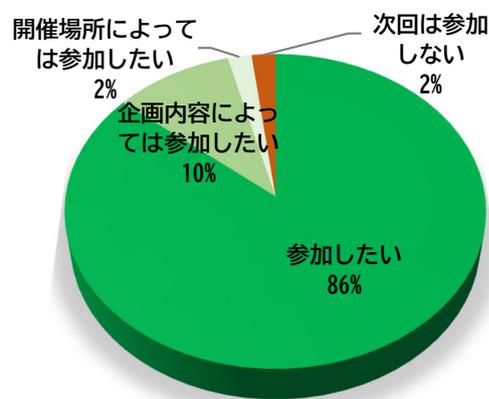


図2 次回の参加について

森林整備の重要性について

森林整備と災害に強い森づくりの関係について、92%の方が「理解できた」と回答されました（図3）。

—コメント—

- ・木材の価格や林業従事者の不足など理解できた
- ・普段の生活では漠然としか感じなかった事が具体的にわかった
- ・話をされる方の生きざまを感じられた
- ・林業の現状について詳しく説明していただき、理解の一助となった
- ・森林がソーラー発電に変わっているのが残念
- ・日本に生活するものとして、大事なので、周囲にも伝えていきたい

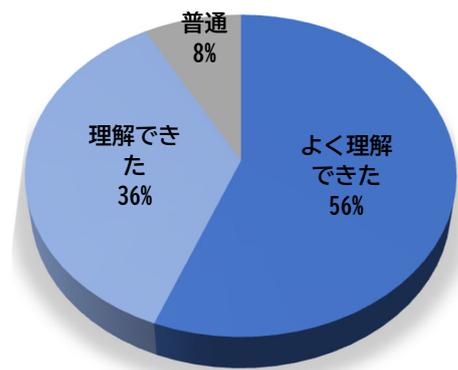


図3 森林整備の重要性について

今後の要望について

今後のイベントについて、たくさんのご要望をいただきました。その一部を抜粋してご紹介します。

- ・チェーンソーの整備についてより詳しく
- ・定期的で開催してほしい
- ・便利グッズの紹介など
- ・薪ストーブのメンテナンスについて聞きたい
- ・もっとたくさんの薪が欲しい
- ・CO₂還元についてさらに詳しく教えてほしい
- ・スウェーデントーチの作り方
- ・資格取得のための講習会も開催してほしい
- ・薪の保管について工夫があれば教えてほしい
- ・自分で木を切り倒してみたい

まとめ



アンケートの結果から、参加者は「森林整備が災害に強い森づくりにつながること」について理解が深まったことが分かります。今回は例年の開催地から場所を変えての試みで、さらに天候に恵まれなかったにも関わらず、募集定員を超える日もありました。リピーターの割合を見ても分かるように、参加者の高い満足度が次回以降の参加を促していることが見て取れます。

今後、より満足度を高めるため、アンケートの要望にあった「スウェーデントーチの作り方」や「便利グッズの紹介」に加え、暖談の会初期のように「薪ストーブの専門家を招聘する」など、さまざまな取り組みを検討していきたいと思えます。

また、イベントに不満を感じた方のほとんどが「薪を作って持って帰る」という目的で参加されていることから、そういった誤解のないよう、今後はイベントの趣旨を理解していただくことも課題として改善を図りたいと思えます。

この活動は、公益財団法人イオン環境財団、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業
国土緑化推進機構（緑の募金事業）の助成を受けています。

薪

木質ペレット
ブリケット

薪・木質ペレットは、古くて新しい再生可能エネルギー

日本人が昔から使ってきた薪などの木質燃料は、太陽の恵みと大気中のCO2を吸収して成長したエネルギー「太陽のカンヅメ」です。そのままだと、森林に放置されて腐ってしまったり、焼却処理されてしまう木材から、薪や木質ペレットを生産しています。化石燃料などの海外産のエネルギーではなく、地域の木材を使うことで、持続可能な暮らしの実現を目指しています。

※販売している薪はすべて乾燥薪です。(含水率が20%以下になるように調整しています。)



広葉樹薪

約0.8m³
約360kg
薪の長さM/L
22,000
円(税込)

広葉樹のミックス薪です。樹種はお選びいただけません。密度が高いため、堅くて重く火持ちが優れています。



針葉樹薪

約1m³
約310kg
薪の長さM/L
12,540
円(税込)

針葉樹のミックス薪です。樹種はお選びいただけません。広葉樹に比べると火持ちは劣りますが、着火性に優れています。



クヌギの薪
約0.8m³
約420kg
28,600
円(税込)

2025年9月頃より販売予定
発売日が決まりましたら
ホームページに掲載いたします。

クヌギの薪はLサイズ
のみの販売となります。

たるの薪420kg

約0.7m³
薪の長さM/L
24,200
円(税込)



廃棄されるウイスキー樽用の木材を薪として再利用しました。火持ちがよく、隙間なく積み重ねることができるので、省スペースで保管できます。
【主な樹種】
ホワイトオーク、ミズナラ、サクラ、クリ等



※樽を製造する際に内側を焼く処理しているため内側が炭化しているものがあります。焼く処理していない樽材も入荷することありますが、基本的にはお選びすることはできません。

焚付材

約6kg/長さ約30cm
1,000
円(税込)

30kg用の米袋に入れて販売しています。細割で十分に乾燥していますので、着火用にご利用ください。※米袋は再利用品です。



広葉樹薪、針葉樹薪、たるの薪
薪の長さは2種類ございます。
以下よりお選びください。

Mサイズ(28~32cm)
Lサイズ(33~36cm)

※薪の長さが違っていても総重量は同じです。
※薪の太さは大中小のミックスです。
太さのご要望につきましてはご希望に添えない可能性がございます。
予めご了承ください。

たるの薪(箱)

約25kg
薪の長さ:M/L
2,500
円(税込)



ブリケット薪

6本束/約7.8kg
1,000
円(税込)



木くずを高温高压圧縮成形方式で四角に仕上げた人口薪です。初心者でも扱いやすいため、災害時の備蓄燃料としても注目されています。

小国杉ペレット 10kg

748
円(税込)

小国杉100%の製材端材を使用したペレット。

猫砂としても人気の商品です。



全木ペレット 20kg

1,445
円(税込)

30kg用の米袋に入れて販売しています。宮崎県産杉の間伐材や製材を使用した全木ペレットです。※米袋は再利用品です。



【配送料(1カゴあたり)】

2022年度より相乗り割引を廃止しました。送料は1カゴあたりの金額となります。以下に記載が無い箇所はお問い合わせください。

『5カゴおまとめ配達』『年間カゴレンタル』いずれかをご利用の場合は、通常配送料から**10%OFF**とさせていただきます。

阿蘇市	500円	菊池市・合志市・益城町	2,390円	大分市	2,830円
高森町・産山村	1,120円	熊本市・山都町	2,830円	佐賀市	5,390円
南阿蘇村・小国町・南小国町	1,540円	嘉島町・山鹿市・御船町・宇土市	3,240円	福岡市	7,090円
西原村・大津町・菊陽町	1,980円	宇城市・玉名市	3,680円	宮崎市	10,470円

例1) 熊本市で2カゴご注文の場合
2,830円×2カゴ=5,660円

例2) 熊本市で5カゴご注文の場合
2,830円×5カゴ=14,150円
→ **12,735円**

5カゴおまとめ配達
10%オフ適用

送料はすべて税込です。

ハイシーズン(冬季)にはご注文が非常に混み合うため、配達に通常よりお時間を頂戴する場合がございます。余裕をもってご注文いただければ幸いです。



NPO法人 九州バイオマスフォーラム

http://kbiomass.org

〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地5816

TEL:0967-22-1013

FAX:096-300-3348

E-mail:maki@kbiomass.org



ご注文方法

いずれかの方法でご注文ください。

- ホームページご注文フォーム
- 電話 0967-22-1013
- FAX 096-300-3348
- E-mail maki@kbiomass.org



薪・ペレット
注文フォーム

FAX注文書
096-300-3348

NPO法人九州バイオマスフォーラム宛

※送付状は不要です。

初めてのお客様(すべて記入) / 以前ご購入いただいたことのあるお客様(名前・TELのみ記入)

ふりがな		E-mail	クレジットカードでのお支払いを希望される場合はメールアドレスが必要となります。
お名前			
お電話番号	お電話が繋がらない場合SMSをお送りする場合がございます。	FAX	FAXでのご返信希望の場合はご記入ください。
ご住所	〒		

薪の種類	内容量	薪の長さ	数量	商品名	内容量	薪の長さ	数量
広葉樹ミックス薪 22,000円	約0.8m ³ 約360kg	<input type="checkbox"/> Mサイズ <input type="checkbox"/> Lサイズ		焚付材 1,000円	約6kg	30cm	
針葉樹ミックス薪 12,540円	約1m ³ 約310kg	<input type="checkbox"/> Mサイズ <input type="checkbox"/> Lサイズ		たるの薪(箱) 2,500円	約25kg 箱詰め	<input type="checkbox"/> Mサイズ <input type="checkbox"/> Lサイズ	
たるの薪 420kg 24,200円	約0.7m ³ 約420kg	<input type="checkbox"/> Mサイズ <input type="checkbox"/> Lサイズ		ブリケット 1,000円	約7.8kg 6本束	33cm	
たるの薪 360kg 20,790円	約0.6m ³ 約360kg	<input type="checkbox"/> Mサイズ <input type="checkbox"/> Lサイズ		全木ペレット 1,445円	20kg	—	
クヌギの薪 28,600円	※2025年9月頃 より販売予定	約0.8m ³ 約420kg	Lサイズ のみ	小国杉ペレット 748円	10kg	—	

お受取方法	<input type="checkbox"/> 配達 <input type="checkbox"/> 店頭受取
お支払方法	<input type="checkbox"/> 代金引換 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> クレジットカード決済(注1) <input type="checkbox"/> QRコード決済(注2) <input type="checkbox"/> その他()

注1:クレジットカードでのお支払い希望の場合はメールアドレスが必要となります。
注2:PayPay, d払い, auPay, メルペイ, R Pay, LINE Pay等がご利用いただけます。

★配達をご希望のお客様は必ずご記入ください。

薪のカゴ台車の取り扱いについて

- ①置きカゴを希望する
(後日カゴ回収に伺います。10日以内に薪の荷降ろしをお願いいたします。(注3))
- ②薪棚への荷降ろしを希望する(1カゴ2,090円)
(1カゴ2,090円で薪棚への荷降ろしを承ります。)
- ③カゴ台車の月レンタルを希望する(1カゴ月額440円)
(1カ月単位でご利用いただけます。ご希望の返却時期をお知らせください。)
- ④カゴ台車年間レンタル中 もしくは 新規契約希望
(カゴ台車年間レンタルにつきましては別紙のチラシをご覧ください。)

配達希望時期

____月 (上旬・中旬・下旬)
基本的には平日に配達を行っているためご希望にお応えできない可能性がございます。予めご了承ください。

ご質問等

お振込先	■熊本銀行 阿蘇支店(普通)2087358	特定非営利活動法人九州バイオマスフォーラム 理事 薬師堂 謙一 トクヒ)キュウシュウバイオマスフォーラム リジ ヤクシドウケンイチ ※振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。
	■肥後銀行 宮地支店(普通)1337529	
	■PayPay銀行 店番号005(普通)1909496	
	■ゆうちょ銀行 記号番号01730-0-110457	

●配達について

- ・1回の配達で最大5カゴまで配達可能です。1カゴからでも配達受付いたします。
- ・配達ご希望の場合は別途配送料をいただきます。ご注文確認後、配送料、配達日についてご連絡いたしますので、お届けご希望日にご記入をお願いいたします。
- ・代金引換以外のお支払い方法をお選びいただいた場合は、お客様がご不在の場合でも配達が可能です。
- ・配達の場合は2トン車が停車できる平らな場所にカゴごと置かせていただきます。停車位置からカゴを置く場所までが砂利等の場合は事前にお知らせください。2トン車が入らない、傾斜になっている場合は配達できません。
- ・トラックからカゴを置ける場所まで距離がある場合は、追加の作業賃を頂くことがあります(5,000円/h)。

●薪の荷降ろしについて

- ・置きカゴの場合は10日前後で空になったカゴを回収にお伺いしますので、それまでに薪棚への荷降ろしをお願いいたします。
- ・熊本県外のお客様で置きカゴをご希望の場合、カゴの回収には通常よりも日数を要する場合がございます。回収希望日をお知らせいただいても、ご希望に添えない可能性もございますことをあらかじめご了承ください。
- ・配達日にご不在の場合や、当団体スタッフのみで薪棚へ薪の荷降ろしをご希望の場合は、別途1カゴあたり2,090円にて承りますので事前にお知らせください。
- ・10日以内に返却が難しい場合、カゴのレンタルも可能です(月額440円)。年間レンタルプランもあります(別紙チラシ参照)。

NPO法人九州バイオマスフォーラム（KBF）の薪づくりだより

事務局長 中坊 真

1. トランプ大統領の関税政策に思う

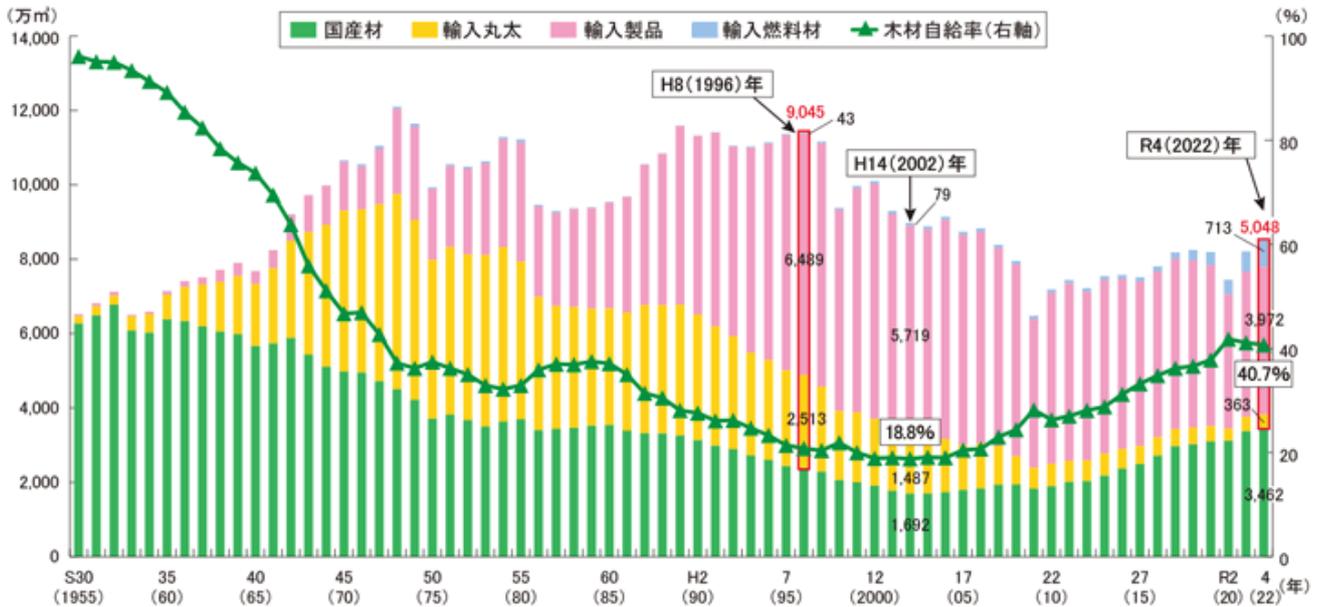
東日本大震災の発生した1か月後の2011年4月に、福岡米国領事館の紹介を経て、米国国務省の研修プログラムIVLPに参加させていただく機会をいただきました。米国以外の24か国・24人の視察団が、ワシントンDCに集まり、米国の政治システムやホワイトハウスなどを見学した後、関心のあるテーマごとにチームに分かれ、全米各地の視察を行いました。私は再エネに熱心に取り組んでいる自治体や大学・企業を視察することができました。他のチームは、都市の再生に取り組んでいるデトロイト市を訪問しました。

デトロイト市は、いわゆるラストベルト(さび付いた工業地帯)にある工業都市で、自動車産業が盛んなことからモーターシティと呼ばれています。1950年代の最盛期には180万人都市でしたが、2020年には約64万人と3分の1まで減少しました。2013年にはデトロイト市が1.8兆円の負債により財政破綻しました。デトロイト市を視察したメンバーは、失業者やスラムでの犯罪の増加といった課題を克服するため、起業支援などの自治体の取り組みを視察したそうです。視察のメンバー(南米からの参加)には、米国内に走っているトヨタやホンダを指さして、日本はすごいじゃないか、と言ってくれる人もいましたが、日本人である私がデトロイト市の視察に参加していれば、複雑な心境になったかもしれません。日本もいずれはデトロイト市と同じようなことが起こる、いやすでに起こっているのではないかとその時に思いました。

トランプ大統領が、こうしたラストベルトに住む人々の強烈な不満の受け皿となって、現在の極端な関税導入という政策が生まれた可能性があります。トランプの選挙スローガンは「Make America Great Again(米国を再び偉大にする)」です。

日本は、自由貿易によって急速な経済発展を遂げた一方で、林業は衰退しました。戦後の日本は、復興のために多量の木材を必要としました。東京オリンピックが開催された1964年には、木材不足を補うために丸太の輸入関税は0%となりました。1980年代までは、国内の木材価格は上がり続け、スギの丸太はm³あたり約4万円の値段を付けたましたが、その後海外の安い木材に押されて下がり続け、2010年ごろには1.1万円台にまで値下がりしました(右図)。日本の森林は、大陸の平坦な森林ではなく、ほとんどが急傾斜に植林されているため、伐採や搬出コストは地形的に不利です。かくして、豊富な森林があるにもかかわらず、山林は管理放棄され、木材自給率は2000年ごろには20%以下まで低下しました。現在は円安の影響もあり、日本の杉は世界一安いといわれています。またウッドショックの影響もあり、自給率は40%まで回復しつつあります。

木材供給量と木材自給率の推移

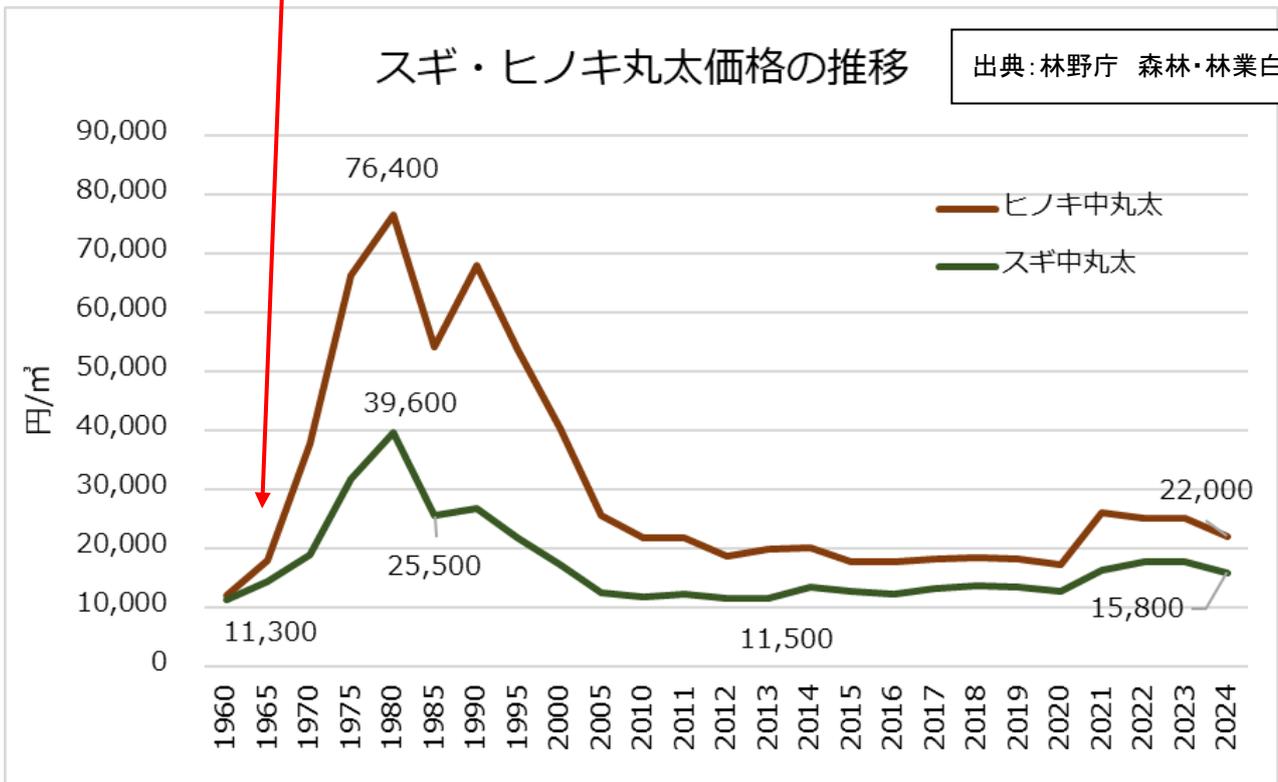


資料：林野庁「木材需給表」

丸太の輸入自由化(関税0%)

スギ・ヒノキ丸太価格の推移

出典：林野庁 森林・林業白書



自由貿易によって都市部や工業・商業地帯は発展しましたが、農林漁業が中心の山村は過疎化・高齢化が進展しました。デトロイト市のように失業率の上昇や治安悪化は起こっていませんが、静かに消滅しようとしています。自由貿易のリーダーであった米国が国内産業の保護のために関税を設けるのであれば、日本も第1次産業保護のために、関税の見直しを行ってはどうだろうか。

2. 煙突掃除の重要性

最近、薪の着火に時間がかかる、煙が室内に入ってくるなどの現象が起こっていないでしょうか？ひょっとすると、煙突内部にススやタールがたまり、煙突の引き(上昇気流)が弱くなっているかもしれません。また、火災予防のためにも煙突掃除は重要です。

湿った薪を燃やしたり、着火に時間がかかると煙が多く発生し、ススやタールが煙突内に付着します。ススが溜まりすぎるとススに引火して火災になることがあります。これを煙道(えんどう)火災といいます。煙道火災を防ぐには、年に1~2回の煙突内部の掃除が不可欠です。掃除すると煙の逆流を防ぐ効果もあります。煙突が詰まると、排気の流れが悪くなり、薪に火が付きにくくなります。煙突掃除で、快適な薪ストーブライフを楽しみましょう。

以下は、KBFの事務所にある薪ストーブの煙突を掃除しましたので、ご紹介します。KBFでは、商品として販売できないような木くずや端材を薪として燃やしているため、やや乾燥が甘いものも交じっていたかもしれません。煙突掃除の参考にしてください。

【用意するもの】ススを入れるビニール袋、ガムテープ、軍手、煙突掃除用のブラシ、煙突ブラシ用ロッド
KBFの煙突は長いため、下部の掃除口からロッドで延長した煙突用ブラシを使い、掃除を行いました。



煙突の長さ:約7m



掃除口から出てきたスス

2年ぶりの掃除だったため、掃除口を開けるだけでたくさんのススや灰が出てきました。これは悪い事例ですので、煙突掃除は少なくとも年1回は実施してください。煙突が長く、屋根に上らないといけない場合は、安全対策が必要です。まずは設置した薪ストーブ店にご相談ください。



ススが落ちてきてもいいように、ビニール袋を取り付け、ロッドを繋いだブラシを挿入してススを落としました。



煙突内部のスス



約2年分のスス

3. 薪生産の今後の見通し

KBFは薪や木質ペレットを、電気やガスのような社会インフラにすべく、一定の品質で安定供給できることを目指しています。薪の原木は、木材に使えないような曲がった木や、割れ・腐れが入った木を林業事業者から買い取ります。最近では木質バイオマス発電所が増加したことや、円安によって曲がった木材も中国や韓国が輸入するようになったため、針葉樹の調達に苦労しています。2025年末にはKBFの薪生産現場のある阿蘇市内にて新たなバイオマス発電所の稼働が予定されており、間伐材等の針葉樹の需要が大幅に高まる見込みです。こうした背景から、今年度の針葉樹の薪の価格について、値上げさせていただきました。今後も薪を安定供給するために、ご理解いただけると幸いです。

4. おすすめの木材水分計「KIPRIM ピンレス水分計」

KBFで販売している薪は、含水率20%以下を基準に販売していますが、樹種や薪の大きさによっては、どうしても含水率にバラツキが発生します。仕上げに温風乾燥をかけても、温風の空気の流れや木の密度によって、均質に乾燥することが難しいです。同じスギでも、密度が高くて乾きにくい木があります(特に芯



ネット通販での販売価格例
3,180円(税込)

が黒っぽいもの)。カゴに薪を詰める際に、湿った薪をはじいているのですが、たまに湿った薪が混じることがあります。その際は大変申し訳ありませんが、その薪を数日間薪ストーブの周りにおいて乾かすか、天日に当てて数週間乾かしていただきたいと存じます。もしたくさん混じっていた場合は、KBFの事務局までお知らせください。

薪の乾燥状態を確認するツールとして、写真の含水率計がオススメです。これまでは、2本の針を薪に刺して調べる水分計が、安価で簡便なので現場でもよく使っていました。今回ご紹介する「KIPRIM ピンレス水分計」は、ピン(針)がないタイプの水分計です。おそらく高周波タイプなのですが、商品説明に何も書かれていないので不明です。通常、高周波タイプは数万円するのですが、3千円ちょっと

で購入できるというのは驚きです。最初は半信半疑で使ってみたのですが、他の含水率計とそれほど変わらない数字でしたので、乾燥しているかどうかの確認用であれば、十分使えると思います。針を刺す手間がいらないので便利です。

5. 最後に

冒頭に紹介した2011年の米国視察では、ワシントンDCにて議員や官僚、ロビイストにも温暖化対策やエネルギー対策についてヒアリングを行うことができました。その際に、原発推進派のロビイストにもヒアリングできたのですが、福島原発事故の直後でもあったので、福島原発事故についてどう思うか質問したところ、スリーマイル島の事故のように、いずれ人々は忘れるという回答でした。その時は、頭に血が上りましたが、福島原発事故から14年が経過し、「確かに」と思うところがあります。震災や原発事故の教訓は、後世にしっかりと伝えていく必要がありますね。

九州のバイオマス探る 30日、熊本市でシンポ

再生可能エネルギーとして利用が進むバイオマスについて、九州での展望と課題、持続可能な社会づくりがテーマのシンポジウムが30日、熊本市西区のくまもと森都心プラザである。主催するNPO法人九州バイオマスフォーラム、九州新・木質ペレット活用協議会が参加者を募っている。

木質バイオマス発電を手がける企業などの3人がチップの需給やエネルギーの地産地消について報告。食べ残しなどを発酵させて作るバイオガス、コメ由来のプラスチックなども紹介する。鹿児島大農学部の前岡雄教授が進行役のパネルディスカッションもある。

シンポは午後1時から。資料代2千円(会員千円)。定員200人。

10月1日は福岡県みやま市のバイオガス発電などの視察、同2日は水俣市のバイオマスレジウム熊本などを訪ねるツアーも。定員各35人。いずれも参加費1万7千円(会員1万2千円)。9月18日締め切り。事務局☎0967(22)1013かメール (info@kbiomass.org) へ。



九州バイオマスシンポジウム2024を開催

バイオマスの普及へ

「バイオマス」の増加を促すべく、九州バイオマスフォーラム(以下、フォーラム)は、熊本市にて九州バイオマスシンポジウム2024を開催し、バイオマスの活用と課題について議論が行われた。シンポジウムは、再生可能エネルギーとしてのバイオマスの重要性を再認識し、持続可能な社会づくりを目指すという目的で開催された。

シンポジウムは、午後1時から開催され、約200名が参加した。シンポジウムは、再生可能エネルギーとしてのバイオマスの重要性を再認識し、持続可能な社会づくりを目指すという目的で開催された。

木質チップの需給状況

木質バイオマス発電の需要は、近年大きく増加している。特に、木質チップの需給状況が注目を集めている。熊本県産の木質チップは、主にバイオマス発電に供給されているが、供給不足の懸念も指摘されている。

熊本県産の木質チップは、主にバイオマス発電に供給されているが、供給不足の懸念も指摘されている。

バイオマスの普及へ

バイオマスの普及を促進するためには、政策支援や技術開発が不可欠である。政府は、バイオマス発電の導入を促進するための補助金制度を設けている。また、バイオマス発電の効率向上やコスト削減のための技術開発も進められている。

バイオマスの普及を促進するためには、政策支援や技術開発が不可欠である。

九州バイオマスシンポジウムで議論

生ごみを分別回収し発電 多面的価値の創出

バイオマス発電は、再生可能エネルギーとして注目されている。特に、生ごみを分別回収し発電する取り組みが、多面的価値を創出している。生ごみを分別回収することで、資源の有効活用が可能となり、環境負荷の軽減にも貢献している。

生ごみを分別回収し発電する取り組みが、多面的価値を創出している。

バイオマスの活用と課題

バイオマスの活用には、課題も存在する。バイオマスの原料確保やコスト削減が大きな課題となっている。また、バイオマス発電の効率向上やコスト削減のための技術開発も進められている。

バイオマスの活用には、課題も存在する。

バイオマスの活用には、課題も存在する。バイオマスの原料確保やコスト削減が大きな課題となっている。また、バイオマス発電の効率向上やコスト削減のための技術開発も進められている。

バイオマスの活用には、課題も存在する。

バイオマス利用の課題と展望

バイオマス利用の課題と展望について、関係者から意見を聞いた。バイオマス利用の課題は、原料確保やコスト削減などである。展望としては、政策支援や技術開発による普及の促進が期待されている。

バイオマス利用の課題と展望について、関係者から意見を聞いた。

バイオマスの活用には、課題も存在する。バイオマスの原料確保やコスト削減が大きな課題となっている。また、バイオマス発電の効率向上やコスト削減のための技術開発も進められている。

バイオマスの活用には、課題も存在する。

バイオマスの活用には、課題も存在する。バイオマスの原料確保やコスト削減が大きな課題となっている。また、バイオマス発電の効率向上やコスト削減のための技術開発も進められている。

バイオマスの活用には、課題も存在する。

九州バイオマスシンポジウム・視察研修ツアー 実施報告書

1. 開催概要

(1) 実施日

シンポジウム : 2024年9月30日(月)
視察研修ツアー : 2024年10月1日(火)～10月2日(水)

(2) 参加者数

シンポジウム : 会場57名、オンライン4名、計61名
視察研修ツアー : 10月1日34名、10月2日15名、計49名

(3) 実施体制

シンポジウム主催 : NPO法人九州バイオマスフォーラム (KBF)
九州薪・木質ペレット活用協議会 (KFWA)
ツアー主催 : 株式会社山一観光
協力 : (一社)日本有機資源協会 (JORA)
NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク (BIN)
(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会

2. スケジュール

日程	内容
9月30日(月)	九州バイオマスシンポジウム「九州のバイオマス利用の課題と展望」
10月1日(火)	視察研修ツアー
〃	ミニ講演会
10月2日(水)	オプションツアー

九州バイオマスシンポジウム
「九州のバイオマス利用の課題と展望」動画 (YouTubeにて限定公開中)
<https://youtu.be/xwc0swDREtU>



NPO 法人九州バイオマスフォーラム



KFWA 九州薪・木質ペレット活用協議会
KYUSHU Firewood and Woody-pellet practical use Association

3. 実施内容

(1) シンポジウム

第1部は3名の講師が木質バイオマスについての講演を行った。続いて第2部には2名の講師がその他のバイオマスについての講演を行い、第3部は9名のパネリストが参加者を交えてパネルディスカッションを行った。

9月30日(月) 13:00～ 14:45	第1部 木質バイオマス 「全国の木質バイオマス発電におけるチップ需給状況」 JWBA 副会長 矢部 三雄氏 「日田地域での木質バイオマス発電と地域新電力」 日本フォレスト株式会社 代表取締役 森山 和浩氏 「バーク（樹皮）を主体とした木質バイオマス発電」 枕崎バイオマスリソース合同会社 職務執行者 前田 清水氏
14:50～ 15:50	第2部 その他のバイオマス 「みやま市ルフランのバイオガス発電とバイオ液肥利用」 みやま市環境政策課脱炭素社会推進係 主査 副島 智夫氏 「水俣市発お米のプラスチック工場」 株式会社バイオマスレジン熊本 代表取締役 森 功介氏
16:00～ 17:00	パネルディスカッション モデレーター 鹿児島大学農学部 寺岡 行雄教授 ・環境省の施策紹介 九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室 ・農林水産省の施策紹介 九州農政局生産部 生産技術環境課





(2) 視察研修ツアー、講演会、オプションツアー

以下の工程でバイオマス関連施設を見学した。10月1日は4名の講師が講演会場で講演を行った。また貸切バスの移動中にも、車内で専門家から解説・質疑応答を行った。

10月1日(火) 9:00～	【視察研修ツアー】 菊池市木質バイオマス発電所（九州再生エネルギー）
11:00～	みやま市バイオガス発電施設「ルフラン」
13:15～	箱崎ユーティリティ(株)「木質バイオマスの産業用熱利用」
15:00～	福岡バイオフードリサイクル(株)「バイオガス発電施設」
18:00～	【ミニ講演会】 【講師】 嶋本 浩治氏 一般社団法人日本有機資源協会 笹内 謙一氏 株式会社PEO技術士事務所 佐藤 政宗氏 株式会社森のエネルギー研究所 泊 みゆき氏 NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク
10月2日(水) 10:30～	【オプションツアー】 (株)バイオマスレジン熊本
14:00～	T E S S 錦町木上西バイオマス発電所
16:00～	東陽交流センターせせらぎ「木質バイオマスボイラー」

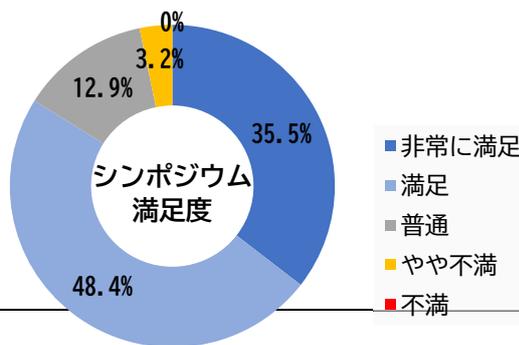


4. アンケート結果

この活動は、多様な主体が、バイオマスという共通のテーマで最新情報と課題を共有し、現地視察を通じて意見交換を行う事で解決策を検討することを目的として実施している。この目的がどの程度達成されたかを調査するため、アンケートを実施し、延べ93名より回答を得ることができた。

(1) シンポジウムの満足度について

- ・シンポジウムの満足度については、35.5%が「非常に満足」、48.4%が「満足」、12.9%が「普通」と回答した。「非常に満足」と「満足」を合わせると83.9%の参加者が満足していることが分かった。

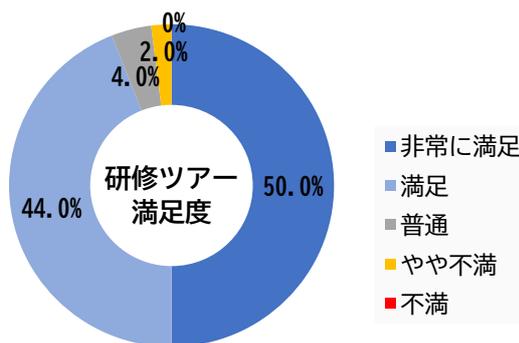


参加者のコメント（抜粋）

- ・具体的な内容であり、将来に向けた考え（熱利用など）もあったので良かった
- ・全国九州のバイオマス動向を理解できた
- ・九州の具体的な事例が聞けた
- ・弊社グループでも木材搬入価格の問題を抱えているため、参考になる話もあった
- ・現場感のある話がとても楽しく意義深く良かったと思います
- ・木質バイオマスの分野でも日田の事例のような地域が増えると良い
- ・バイオマスの取り組みは思ったより進んでいると思った

(2) 研修ツアーの満足度について

- ・研修ツアーの満足度については、50.0%が「非常に満足」、44.0%が「満足」、4.0%が「普通」と回答した。「非常に満足」と「満足」を合わせると94.0%の参加者が満足していることが分かった。

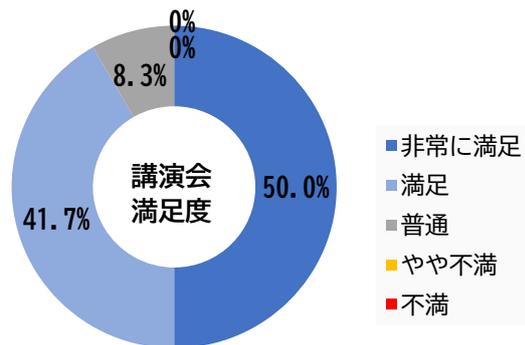


参加者のコメント（抜粋）

- ・木質バイオマスに限らず隣接分野も学べて視野が広がった
- ・木質、メタンとバランス良い視察であった
- ・移動時間がタイトであったため、少し余裕が欲しかった
- ・説明会やネット上で得ることのできない事や、現場の声を聞くことができた
- ・行程がタイトで、じっくり見たり質疑の時間もあつたらより良かった

(3) 講演会の満足度について

- ・講演会の満足度については、50.0%が「非常に満足」、41.7%が「満足」、8.3%が「普通」と回答した。「非常に満足」と「満足」を合わせると91.7%の参加者が満足していることが分かった。



参加者のコメント（抜粋）

- ・皆様と意見交換ができて良かった
- ・各講師が貴重なお話やリアルな情報を出していて良かった
- ・講演に集中できる環境だともっとよかった
- ・政治に反映されていないことに失望を感じる。もっと働きかけが必要ではないか

(4) 今後の要望について

- ・今後の要望については、以下の回答があった。

[今後採り上げて欲しいテーマ]

- ・将来のバイオマス熱利用について
- ・具体的な木材調達の取り組み紹介、発電事業の採算性向上に向けた各方面の方々の取り組み等
- ・トリジェネレーションについて
- ・事業者目線での発表

[見学を希望する施設]

- ・小型ユニット式の電熱供給施設
- ・下水処理場のバイオガス発電設備
- ・地熱やバイナリー発電
- ・比較的新しくて先進的な取り組みをしており、視察許可が取り難い施設

5. 活動の成果

- 参加者のほとんどが、活動内容に満足し、新しい知見を得られたと回答しており、良好な評価を得ることができた。
- 森林整備が災害に強い森づくりにつながることや、木質バイオマス利用の現状について、参加者に理解してもらえた。
- 参加者からの意見や要望を知ることができた。
- 研修ツアーは定員を超える応募があったことから、この活動に対する関心が高いことが分かった。
- 活動中に日報ビジネス(株)からの取材を受け、週刊循環経済新聞 2025 年 1 月 3 日号に記事が掲載された（別紙 4 参照）。

以上の結果から、「多様な主体が、バイオマスという共通のテーマで最新情報と課題を共有し、現地視察を通じて意見交換を行う事で解決策を検討する」という当初の目標について、ポジティブな成果が得られたと考えられる。今後は、参加者からのフィードバックを踏まえ、講義テーマや見学施設に関する要望などを検討しつつ、この活動を継続するための努力をしていきたい。

6. 課題と対策

参加者と視察先のご協力のおかげで事故もなく、当初計画の内容をほぼ実現することができた。アンケートの要望など、今回の活動を通じて以下の課題と改善策が浮かび上がった。

課題	対策
シンポジウムの入場受付に時間がかかり、長蛇の列になった。	スタッフの増員、配置などを再考する
シンポジウムは机のない会場だったため、メモ取りやアンケートの回答に支障が出た。	シンポジウム会場を選定する際には、参加者数等を考慮し、机の有無にも留意する
研修ツアーの行程がタイトで、見学や質疑応答の時間が短いと感じる参加者が複数おられた	複数施設との日時調整が難しいため、見学先の施設数や日程に関しても再考する
講演会会場の隣で宴会が行われていたため、席によっては講演の内容が聞き取れない参加者がおられた。	講演会会場を選定する際には、会場の性質・構造（防音）等に留意する

以上

BIOMASS Symposium and Study Tour 2024

九州バイオマスシンポジウム・視察研修ツアー

「九州のバイオマス利用の課題と展望」

【日時】 **2024年9月30日(月) 13:00~17:00**

10月1日(火) 視察研修ツアー(熊本県内→福岡県内)
10月2日(水) オプショナルツアー(熊本県内)

【場所】 **くまもと森都心プラザ プラザホール**

〒860-0047 熊本県熊本市西区春日1丁目14-1

【資料代】 **1,000円(会員)/2,000円(一般)**

【主催】 NPO法人九州バイオマスフォーラム(KBF)
九州薪・木質ペレット活用協議会(KFWA)

【共催】 (一社)日本有機資源協会(JORA)
(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会(JWBA)
NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク(BIN)

【協力団体】 九州木質バイオマス発電連携協議会

【視察ツアー主催】 株式会社山一観光

【後援】 九州農政局、九州地方環境事務所、九州森林管理局、
九州経済産業局、熊本県



PROGRAM

9月30日 13:00~ 14:45	第1部 木質バイオマス 「全国の木質バイオマス発電におけるチップ需給状況」 JWBA 副会長 矢部 三雄氏 「日田地域での木質バイオマス発電と地域新電力」 日本フォレスト株式会社 代表取締役 森山 和浩氏 「パーク(樹皮)を主体とした木質バイオマス発電」 枕崎バイオマスリソース合同会社 職務執行者 前田 清水氏
14:50~ 15:50	第2部 その他のバイオマス 「みやま市ルフランのバイオガス発電とバイオ液肥利用」 みやま市環境政策課脱炭素社会推進係 主査 副島 智夫氏 「水俣市発お米のプラスチック工場」 株式会社バイオマスレジン熊本 代表取締役 森 功介氏
16:00~ 17:00	パネルディスカッション モデレーター 鹿児島大学農学部 寺岡 行雄教授 ・環境省の施策紹介 九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室 室長補佐 倉石真純氏 ・農林水産省の施策紹介 九州農政局生産部 生産技術環境課

■視察研修ツアー・オプショナルツアーの詳細は裏面をご参照ください。

参加申込は裏面の申込用紙に必須事項を明記の上、FAXまたはメールにてご送信ください。

お問合せ先: シンポジウム事務局

NPO法人九州バイオマスフォーラム <https://kbiomass.org>

〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地5816

TEL:0967-22-1013 FAX:096-300-3348 事務局:中坊・佐藤 E-mail: info@kbiomass.org

この活動は公益財団法人再春館「一本の木」財団の助成を受けています。

特設WEBページ



バイオマスシンポジウム・視察研修ツアー2024のご案内

日程 参加費	<p>9月30日(月) シンポジウム／資料代 会員1,000円・一般2,000円 交流会6,000円</p> <p>10月1日(火) 視察研修ツアー／ 会員12,000円・一般17,000円(バス代・昼食代のみ)</p> <p>10月2日(水) オプショナルツアー／ 会員12,000円・一般17,000円(バス代・昼食代のみ)</p> <p>※視察研修ツアーおよびオプショナルツアーの料金には宿泊費および航空券等は含まれておりません。 航空券・宿泊の手配ご希望の方には、(株)山一観光が手配いたします。</p>
ツアー 内容	<p>【視察研修ツアー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菊池市の木質バイオマス発電所「九州再生エナジー」 ・みやま市のバイオガス発電施設「ルフラン」 ・福岡バイオフードリサイクル(株)「バイオガス発電施設」 ・箱崎ユータリティ「木質バイオマス産業用熱利用」 ・博多駅周辺の会場でミニ講演会(会費7,000円・飲食付) <p>話題提供 JORA 嶋本 浩治氏(バイオマスプラスチック) (株)PEO技術士事務所 笹内 謙一氏(小型木質バイオマス発電) (株)森のエネルギー研究所 佐藤 政宗氏(九州内の木質バイオマス発電) BIN 泊みゆき氏(バイオマス熱利用)</p> <p>【オプショナルツアー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県水俣市「(株)バイオマスレジン熊本」(お米のプラスチック) ・熊本県球磨郡錦町「TESS錦町木上西バイオマス発電所」(未利用材チップとバークを利用) ・熊本県八代市「東陽交流センターせせらぎ」(木質バイオマスボイラーと木の駅プロジェクト)
定員	<p>シンポジウム:200名</p> <p>視察研修ツアー:35名 オプショナルツアー:35名</p> <p>(但し、定員になり次第、締め切らせていただきます。)</p>
お問合せ	<p>●総合窓口 NPO法人九州バイオマスフォーラム 事務局:中坊 〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地5816 TEL:0967-22-1013 FAX:096-300-3348 E-mail: info@kbiomass.org</p> <p>-----</p> <p>●視察研修ツアー窓口(視察先の問い合わせは総合窓口へ) 株式会社山一観光 登録番号:熊本県第2-37号 〒869-1235 熊本県菊池郡大津町室360-11 TEL:096-293-1334 FAX:096-293-1272 E-mail: Yamaichi-ozu@yamaichi-kanko.co.jp</p>

※視察先によっては競合企業の視察をお断りされる可能性がありますので、ご了承ください。

バイオマスシンポジウム・視察研修ツアー参加申込書／**申込期限9月18日(水)**

この申込書に必須事項を記入の上、シンポジウム事務局までFAXまたはメールにてご送付ください。
書類右下の申込フォームからお申込みいただけます。ご記入頂きました個人情報には本ツアーに必要な手配にのみ使用いたします。

ふりがな		性別	男 ・ 女	申込・該当する項目に✓をお願いします。		
お名前				申込希望	<input type="checkbox"/> 9月30日シンポジウム <input type="checkbox"/> オンライン参加	視察研修ツアー <input type="checkbox"/> 10月1日 <input type="checkbox"/> 10月2日
会社名 所属団体名		所属団体	交流会	<input type="checkbox"/> 9月30日交流会 熊本駅周辺 (会費6,000円)	<input type="checkbox"/> 10月1日ミニ講演会 博多駅周辺 (会費7,000円)	
所属・役職			<input type="checkbox"/> KBF <input type="checkbox"/> KFWA <input type="checkbox"/> BIN <input type="checkbox"/> JORA <input type="checkbox"/> JWBA <input type="checkbox"/> 九州木質バイオマス発電連携協議会			
住所 (郵送先)		航空券・ 宿泊手配	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない		
携帯番号		お支払 方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込	<input type="checkbox"/> クレジットカード決済		
FAX番号		ご要望等				
メール アドレス						

申込書送付先:シンポジウム事務局
FAX:096-300-3348 E-mail: info@kbiomass.org

WEB申込
フォーム



特定非営利活動法人九州バイオマスフォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人九州バイオマスフォーラムと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5816 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、個人・農家・企業・団体・自治体等に対して、バイオマス利活用に関する広報・啓発活動を行い、各地に偏在している情報の集約とネットワーク形成を進めることによって民間の窓口機関としての役割を担うと同時に、バイオマス利用システムの構築や再生可能エネルギーの利用・温暖化対策に関する調査・研究活動を行うことによって、持続可能な社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業（バイオマス利用普及促進事業）

① 広報啓発事業

- ・ インターネットを活用した情報提供・相談窓口の開設。
- ・ シンポジウム・セミナー・イベント・展示会の企画・開催・運営。
- ・ パンフレットや会報・各種資料の作成・配布。
- ・ 見学会・研修会・ツアーの企画・運営。
- ・ 他の団体・企業・行政が主催するバイオマス関連事業のサポート。

② バイオマス利用地域モデル推進事業

- ・ 地域で発生する食品廃棄物等の有機性廃棄物リサイクルシステムの構築。
- ・ 地域バイオマスを活用した新商品・特産品の研究開発。
- ・ バイオマスの利活用につながる装置・設備・機器の開発。
- ・ バイオマス利用の事業化に向けたフィージビリティ調査・フィールドテスト調査。
- ・ バイオマス活用推進計画の策定支援業務。
- ・ 地域住民、農家、企業への意識調査・ヒアリング調査。
- ・ 個人、農家、企業、自治体等に対するバイオマス利用のための情報提供・コンサルティング事業。

③ バイオマス関連製品普及・販売事業

- ・ バイオマス利用に関する書籍・資料・ソフトウェア・データ等の販売。
- ・ バイオマスプラスチック製品などのバイオマス関連製品の販売。
- ・ 薪・チップ・ペレット・草などのバイオマス関連製品の生産・販売・流通事業。
- ・ バイオマス活用設備・機器の販売。

④ 環境教育

- ・ バイオマスをテーマにした出前講座・環境教育の実施。

⑤ 専門家派遣事業

- ・ バイオマスに関する専門家・講師の派遣。

(2) その他の事業

- ①農産物、畜産物、水産物、酒類、飲食物の販売。
- ②飲食店、小売店の経営。
- ③貸会議室、オフィススペースのレンタル、事務代行サービス。
- ④その他上記の事業に付随する事業。

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、積極的に運営に携わる意思をもって入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を継続的に援助する意思のある個人及び団体。
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を積極的に援助する意思のある個人。

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 15 人以内
- (2) 監事 1 人以上 2 人以内
- (3) 顧問 1 人以上 5 人以内
- (4) 運営委員 5 人以上 15 人以内
- (5) 事務局長 1 人

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は総会において会員の中から選任する。

2 理事のうちから理事長を互選する。また必要に応じて副理事長若干名、事務局長 1 名を互選することができる。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて

含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その運営を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 事務局長は、理事長の命を受けて事務局を代表し、この法人の業務及び事務を統括する。また、総会で承認を受けた借入金限度額の範囲内で、金融機関等からの借入および返済の手続きを行う。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

7 顧問は会の運営に対するアドバイスを行う。顧問は理事会の承認を受け、学識経験者、専門家の中から理事長が委嘱する。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況であると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は委任状の提出により表決を委任することができる。委任状は、書面又は電磁的方法をもって提出する。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 運営委員会

（運営委員会）

第 39 条 運営委員会は、理事会に提出する事業計画の原案の作成を行う。理事会において決定された事項に沿って、事業の具体化を行う。

2 運営委員は、会員の中から、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3 運営委員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 章 事務局

（事務局）

第 40 条 事務局は、事務局長と事務局員で構成される。

2 事務局員の採用、罷免、その他採用に関する事項は理事長が定める。

第 9 章 専門委員会

第 41 条 専門委員会は、会員と理事長の委嘱を受けた専門家・学識経験者から構成される。

2 専門委員会は、事業の実施において運営委員会が必要と認めたときに設置できる。

第 10 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 43 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

（資産の管理）

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 46 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

（事業計画及び予算）

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は

更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 11 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者から解散の総会で定める者に、譲渡するものとする。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 13 章 雑則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 木田建次
理事 佐藤 誠
同 山内康二
同 栳田聖孝
同 辻 正之
同 坂元英俊
同 松下 修
同 薬師堂謙一
同 梶原健次郎
同 竹原隆樹
同 中坊 真
同 大津愛梨（旧姓 吉田）
同 野上寛史
監事 宮本孝志

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 無料
年会費 一口 12000 円 （但し、団体会員は原則として二口以上とする。）
 - (2) 個人賛助会員 入会金 無料
年会費 一口 3000 円
 - (3) 団体賛助会員 入会金 無料
年会費 一口 20000 円
 - (4) 学生ボランティア会員 入会金・年会費 無料